

ID: 32

担当部署: スポーツまちづくり推進課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	大河原町スポーツ施設条例 第9条第2項ただし書		
例規番号	平成18年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第9条第2項及び大河原町スポーツ施設条例施行規則第5条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 スポーツ施設を使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由によりスポーツ施設を使用することができなくなった場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第5条 条例第9条第2項ただし書の規定により使用料を返還する場合は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に掲げる割合により返還するものとする。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由で使用できなかった場合 全額</p> <p>(2) 大河原町総合体育館の使用許可を受けた者が使用しようとする日の15日前までに使用の取消しを申し出た場合</p> <p>ア 施設使用料 5割</p> <p>イ 設備使用料及び冷暖房設備使用料 全額</p> <p>(3) テニスコート、多目的広場、東部屋内運動場、東部グラウンド及びパークゴルフ場の使用許可を受けた者が使用しようとする日の10日前までに使用の取消しを申し出た場合 全額</p> <p>2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日